

群馬県適正化通信 NO. 141(令和2年5月号)

標準的な運賃の告示について

貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律(平成30年法律第96号)附則第1条の3(標準的な運賃)に基づき令和2年4月24日に「標準的な運賃」の告示がなされました。この度の告示は、我が国の経済活動・国民生活を支える物流の基幹産業であるトラック運送事業者が、法令を遵守しつつ、持続的に事業を運営することができるよう、適切な対価を收受できる環境を整備することが重要であるとの考え方とともに新設されました。

また、令和6年度から、自動車運転従事者の時間外労働の罰則付き上限規制(年間960時間)が適用されることを踏まえ、ドライバー不足により物流に支障が生じることのないよう、ドライバーに対する労働条件の改善を図るとともに、法令を遵守して事業運営を行っていく際の参考として、令和5年度末までの時限措置として行われたものです。

今般の新型コロナウイルス感染症蔓延による全国的な緊急事態宣言の中でも、国民生活を支えるため物流を維持するために日々業務に取り組んでいただいた皆様におかれましては、このたびの告示をきっかけとし、適正な運賃・料金の收受に取り組んでいただき、事業の発展、ドライバーに対する労働条件の改善への取り組みをお願いします。

改正貨物自動車運送事業法に基づく標準的な運賃について(告示:令和2年4月24日)



- ドライバーの労働条件の改善等を図るため、法令を遵守して持続的に事業を運営するための参考となる運賃を示すことが効果的との趣旨により、「標準的な運賃の告示制度」が創設。
- 標準的な運賃は、①トラック事業の能率的な経営の下における適正な原価に、②適正な利潤を加えたものを基準。原価の算定に当たっては、①ドライバーの賃金を全産業の標準的水準に是正すること、②コンプライアンスを確保できることを前提。

1. 運賃表の設計方針

○運賃表の基本

⇒ 貨切(チャーター)を前提として、(1)距離制、(2)時間制の双方の運賃表を策定。また、上限・下限の幅は設けず統一的な運賃を設定。

○車種等の違い

⇒ 車格別(2t, 4t, 10t, 20t)について設定。・ドライバン型のトラックを基準として算出。※冷凍・冷蔵のバン型車については割増率を設定

○地域差 ⇒ 地方運輸局ブロック単位で運賃表を策定。

2. 運賃と料金の考え方

⇒ 料金(待機時間料、高速道路料金、フェリー料金、燃料サーチャージ等)については、運賃表とは別に項目を規定。

⇒ 待機時間料は、30分を超える場合の1時間当たりの標準的な料金を設定(30分以内の待機時間に係る費用は固定費に算入)。

3. 「適正な原価」の考え方

○元請け・下請けの関係

⇒ 実運送事業にかかる原価等を基準に運賃を算出。

○間接費(一般管理費等)

⇒ トラック運送事業の平均値を使用。

○減価償却費(車両)

⇒ 法定耐用年数とリース期間・融資期間等の実態を加味し、5年での償却を前提に算出。

○借入金利息

⇒ 営業外費用として、適正な原価に算入。

○人件費

⇒ 全産業平均の時間当たりの単価を基準。

○帰り荷の取扱い

⇒ 実車率50%の前提で算出。

4. 「適正な利潤」の考え方

⇒ 経常利益(営業外収入を除く。)として一定水準確保できるよう、自己資本に対する適正な利潤額を算定。

不明な点は気軽に適正化指導員にお尋ね下さい。

群馬県貨物自動車運送適正化事業実施機関

電話 027-212-8821

I 距離制運賃表

関東運輸局

(単位:円)

車種別 キロ程	小型車 (2トンクラス)	中型車 (4トンクラス)	大型車 (10トンクラス)	トレーラー (20トンクラス)
10km	15,790	18,060	22,540	27,940
20km	17,600	20,160	25,330	31,550
30km	19,410	22,270	28,120	35,160
40km	21,220	24,370	30,920	38,770
50km	23,040	26,480	33,710	42,380
60km	24,850	28,580	36,500	45,990
70km	26,660	30,690	39,290	49,600
80km	28,470	32,790	42,090	53,200
90km	30,280	34,890	44,880	56,810
100km	32,090	37,000	47,670	60,420
110km	33,910	39,090	50,390	63,930
120km	35,730	41,170	53,110	67,430
130km	37,550	43,260	55,830	70,940
140km	39,360	45,340	58,550	74,440
150km	41,180	47,430	61,270	77,950
160km	43,000	49,510	64,000	81,450
170km	44,820	51,600	66,720	84,960
180km	46,630	53,690	69,440	88,460
190km	48,450	55,770	72,160	91,970
200km	50,270	57,860	74,880	95,470
200km を超えて 500km まで 20km を増すごとに加算する金額	3,630	4,140	5,370	6,910
500km を超えて 50km を増すごとに加算する 金額	9,070	10,360	13,430	17,280

II 時間制運賃表

(単位:円)

種 別			車種別	小型車 (2トンクラス)	中型車 (4トンクラス)	大型車 (10トンクラス)	トレーラー ¹ (20トンクラス)
			局 別				
基 礎	8 時 間 制	基礎走行キロ 小型車は100km 小型車以外のもの 130km	北海道	31,100	37,260	48,530	61,290
			東北	29,970	36,050	47,170	59,670
			関東	39,060	45,790	57,900	72,440
			北陸信越	31,280	37,440	48,690	61,470
			中部	35,710	42,130	53,700	67,370
			近畿	35,580	42,040	53,710	67,430
			中国	32,420	38,640	49,950	62,950
			四国	30,700	36,800	47,960	60,590
			九州	30,890	36,980	48,060	60,680
			沖縄	28,010	33,890	44,810	56,880
額	4 時 間 制	基礎走行キロ 小型車は50km 小型車以外のもの 60km	北海道	18,660	22,360	29,120	36,780
			東北	17,980	21,630	28,300	35,800
			関東	23,440	27,470	34,740	43,460
			北陸信越	18,770	22,470	29,210	36,880
			中部	21,430	25,280	32,220	40,420
			近畿	21,350	25,220	32,230	40,460
			中国	19,450	23,180	29,970	37,770
			四国	18,420	22,080	28,780	36,350
			九州	18,530	22,190	28,840	36,410
			沖縄	16,800	20,330	26,880	34,130
加 算	基礎走行キロを超える場合 は、10kmを増すごとに	北海道 東北 関東 北陸信越 中部 近畿 中国 四国 九州 沖縄	北海道	280	340	510	710
			東北	280	340	510	710
			関東	280	340	510	720
			北陸信越	280	340	510	710
			中部	280	340	510	710
			近畿	280	340	510	710
			中国	280	340	510	710
			四国	280	340	510	710
			九州	280	340	510	710
			沖縄	280	340	510	710
額	基礎作業時間を超える場合 は、1時間を増すごとに (4時間制の場合であつて、午前から午後にわたる場合は、正午から起算した時間により加算額を計算する。)	北海道 東北 関東 北陸信越 中部 近畿 中国 四国 九州 沖縄	北海道	2,850	2,990	3,200	3,780
			東北	2,720	2,850	3,050	3,600
			関東	3,820	4,000	4,280	5,060
			北陸信越	2,880	3,020	3,230	3,820
			中部	3,430	3,590	3,850	4,550
			近畿	3,400	3,560	3,810	4,510
			中国	3,020	3,160	3,390	4,000
			四国	2,810	2,940	3,150	3,730
			九州	2,840	2,980	3,190	3,770
			沖縄	2,490	2,610	2,790	3,300

III 運賃割増率

【特殊車両割増】

冷蔵車・冷凍車	2割
---------	----

【休日割増】

日曜祝祭日に運送した距離に限る	2割
-----------------	----

【深夜・早朝割増】

午後10時から午前5時までに運送した距離	2割
----------------------	----

IV 待機時間料

時間	車種別	小型車 (2トンクラス)	中型車 (4トンクラス)	大型車 (10トンクラス)	トレーラー (20トンクラス)
30分を超える場合において30分までごとに発生する金額		1,670円	1,750円	1,870円	2,220円

V 積込料、取卸料、附帯業務料

積込み、取卸しその他の附帯業務を行った場合には、運賃とは別に料金として收受

VI 実費

有料道路利用料、フェリー利用料その他の費用が発生した場合には、運賃とは別に実費として收受

VII 燃料サーチャージ

別に定めるところにより收受

VIII その他

この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項は、別に定める。